

平成 29 年 12 月 25 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて  
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては行政手続簡素化・IT 化の一体的推進を掲げ、より一層の行政手続きの簡素化を推進することとしています。建築確認手続き等における電子申請の取扱いについては、「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて」（平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号。以下「平成 26 年通知」という。）において通知しているところですが、今後、さらに手続きの簡素化のための電子申請を促進するため、建築確認手続き等における電子署名に係る電子証明書について、下記のとおり対象を追加することとしたので通知します。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

また、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関が建築確認手続き等の電子申請での対応を開始しようとする場合等は、建築確認等の公正かつ適確な実施を確保するため、当該指定確認検査機関に対して建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 27 の規定による確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を定めるよう指導することをお願いします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

## 記

建築確認手続き等の電子申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）その他関係法令の定めるところにより、現行制度においても実施することが可能である。このうち、電子署名の要件については、建築確認手続き等の電子申請の仕組みを支障なく安定的に運用するため、平成 26 年通知の 2. においては電子署名を付与する際には、既に他の行政関連手続きの電子申請でも広く用いられている以下の①から③までの電子証明書のいずれかを使用することとしていたが、④の電子証明書を使用しても差し支えないこととする。

- ①商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- ②電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書
- ③国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 240 号）第 3 条第 1 号に規定する電子証明書
- ④国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示第 3 条第 2 号に規定する行政機関等が指定する電子証明書

なお、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 2 号において規定されているとおり、「行政機関等」とは地方公共団体又はその機関（同号ハ）のほか、行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（同号ト）に該当する指定確認検査機関も含まれる。

また、行政機関等は、上記④の電子証明書の指定においては、本人性の確実な担保のため、信頼性が確認できる認証局が作成する電子証明書を指定するよう、十分留意されたい。

また、これ以外の点については、平成 26 年通知と変更するところはないため、引き続き適切に運用されたい。